

指定訪問介護事業者管理者 様

八尾市介護保険課長

別居親族による訪問介護サービスの提供について

平素より介護保険事業に格別のご協力をいただきありがとうございます。

さて、訪問介護員の親族への訪問介護サービスの提供のうち、同居家族については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第25条のとおり禁止されています。一方、同居でない家族への訪問介護については、一定の条件のもとで認められていますが、一部訪問介護事業者において必ずしも適切でないサービス提供が見受けられます。

そのため、その適切な取り扱いについて大阪府と協議を行ってきましたが、この度、八尾市においては、同居でない家族への訪問介護について、保険者においても「利用者が認知症状を有する等により、別居親族である訪問介護員の対応を必要とするやむを得ない理由」を把握し、必要に応じて指導並びに是正を行うことにより、給付の適正化を図ることといたしました。

つきましては、各事業者におかれてはその趣旨を十分に理解いただくとともに、別居親族による訪問介護サービスを提供する場合、下記により取り扱いますので、ご了知の程お願いいたします。

記

1. 取扱い要領及び協議書 別紙の通り
2. 対象 月 平成19年4月サービス提供分より
3. 参考 大阪府の指導内容

平成12年大阪府介護保険指定事業者集団指導 事前質問Q & A

Q 「同居でない家族へのサービス提供について、保険請求できるか。」

A 家族へのサービス提供については、同居の場合は基準により制限されておりますが、同居でない場合の制限はありません。しかし、家族が訪問介護員の資格を持っているだけでは、保険請求はできませんので、請求するには、サービス提供する家族がいずれかの事業所の従事者であり、かつ、居宅サービス計画に基づき、サービス提供をしている必要があります。この場合、ある事業者に従事していたとしても、その親族だけにしかサービス提供していない場合等は、この区分が明確になっていないとして不適切となります。

平成14年3月大阪府市町村介護保険事業者連絡会Q & A

Q 別居の家族へのサービスの提供について

A 運営基準第25条にあるように、同居家族に対するサービスの提供は禁止となっている。ここで言う同居の家族とは、要介護者と同一の居宅に居住している事を言うものであり、別居の場合は、禁止するものではない。ただし、訪問介護事業者が別居のヘルパーにその親族へのサービスを提供させる場合は、サービス提供状況の把握と監督に努めさせる事とする。

お問い合わせ

〒581-0003 八尾市本町1-1-1

八尾市 介護保険課 給付担当

電話 072-924-9360

FAX 072-924-1005